予算特別委員会

令和3年4月20日

葛 城 市 議 会

予 特别委員会 算

1. 開会及び閉会 令和3年4月20日(火) 午前11時30分 開会 午前11時56分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 増 田 順 弘 副委員長 杉 本 訓 規 委 梨 本 洪 珪 員 IJ 谷 原 一 安 内 野 悦 子 IJ 川村優子 IJ 岡本吉司 IJ 西井 覚

IJ

欠席した委員 な

4. 委員以外の出席議員 西 川 弥三郎 議 長 議 員 奥本佳史 IJ 下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長

副市長 溝 尾 彰 人 企画部長 吉川正人 人事課長 植田和明 人事課主幹 南 直美 吉村雅央 総務部長

阿古和彦

総務部理事兼

総務財政課長 米田匡勝 総務財政課主幹 内 蔵 清 庁舎機能再編推進室長 吉 田 和 裕

補佐 木 下 友 博

こども未来創造部長 井 上 理 恵

こども未来創造部理事 板 橋 行 則

子育て福祉課長吉 村 浩 尚" 補佐 塚 本 厚 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 岩 永 睦 治

 書 記
 吉 田 賢 二

 " 髙 松 和 弘

 " 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第41号 令和3年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前11時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会 を開会いたします。

皆さん、先ほどの本会議に引き続き、補正予算の審議をしていただくわけでございますけれども、案件は少ないですけども、中身は非常に濃い内容となっておりますので、慎重審議よろしくお願い申し上げておきます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押 してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。 葛城市議会では会議出席者のタブレット端末の情報通信機器の使用を認めておりますので、 ご承知おきを願います。

委員外議員のご紹介を申し上げます。奥本議員、下村議員でございます。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際し、密閉空間にならないように 出入口を開放しておりますので、ご承知おきを願います。なお、発言される際はマスクを着 用したままご発言いただきますようお願いを申し上げます。また、発言につきましては簡単 明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力を願いますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入らせていただきます。

議第41号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 改めまして、総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されております議第41号、令和3年度葛城市一般会計補正予算 (第1号) についてご説明申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。第1条におきまして、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億207万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,207万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをご覧いただきたいと思います。

まず初めに、歳出の事項別明細書からご説明をさせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は39万7,000円で、人件費、人事課配当といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係ります会計年度任用職員に関する経費でございます。

次に、4目財産管理費でございますが、補正予算額が2,000万円となってございまして、 庁舎機能再編に係る調査委託に係る経費となってございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、8目子育て世帯生活支援特別給付金事業費でございます。補正額は8,167万4,000円で、人事課人件費といたしまして57万4,000円。それから、 子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして8,110万円の追加となってございます。 歳出は以上で、続きまして、歳入に移らせていただきます。

事項別明細書の4ページにお戻りいただきたいと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、補正額が8,207万1,000円の 追加となってございまして、子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費、それから、事務 費の補助でございます。

それから、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で補正額が2,000万円 の追加となってございます。

なお、今回の補正予算につきましては、先ほども説明いたしましたとおり、人件費の補正 がございますので、補正予算書の7ページ及び8ページに補正予算給与費明細書をつけさせ ていただいておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

以上で本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 よろしくお願いいたします。 5ページの3款民生費の2項児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金事業について、若干内容等々をお聞かせいただけたらと思います。この事業は国の補助事業でございますけども、10分の10事業でございますけども、今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響で困窮する人への緊急支援の1つだと、そのように思っております。過去にも2回やっていただきまして、行われました。今回、金額等が変わってきてるのと、追加の拡大の、受給者にも拡大ということで、1点目が、今回の対象と、また、支給日が分かりましたら、それと、あと、低所得のふたり親の方も対象となりますけれども、この対象年度を教えていただけたらと。まずその3点から、よろしくお願いいたします。

增田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。内野委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子育てと仕事を1人で養っておられる低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえまして、令和2年度中に臨時特別給付金の支給と再支給を実施させていただきました。今回、再度、子育て世帯生活支援特別給付金ということで、ひとり親分とふたり親分として、今回1人当たり一律5万円の支給が予定されておりまして、まず、ひとり親の令和3年4月の児童扶養手当の受給を受けている方、申請不要者なんですけれども、5月11日に児童扶養手当の定時払いの支給日があるんですけれども、これに合わせまして支給する予定となっております。今回、補正予算につきまして、ひとり親分、ふたり親分ということで両方の予算を要求させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 日にち、いつから。

吉村子育て福祉課長 支給日は、まずひとり親が5月11日を予定させていただきまして、ふたり親の 方につきましては、支給はまだ未定となっております。

以上でございます。

增田委員長 対象年度。

吉村子育て福祉課長 ひとり親につきましては、児童扶養手当と同じ対象年度で、ふたり親につきましては、まだ国の方から、制度というか、通達等、まだはっきりと決まっておりませんので、分からないんですけれども、ふたり親の方は未定です。

内野委員 前年度。

吉村子育て福祉課長 それも未定、まだ聞かせてもらってないです。

增田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。ふたり親の非課税世帯の方に対しては、前年度の所得が対象になるのか、前々年度になるのか、それとも両方になるのか、まだ分からないということで、分かりました。今、6ページなんですけども、11節組戻等手数料2万2,000円と載ってあるんですけども、この内容についてお伺いさせていただきます。

增田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。

この組戻等手数料でございますけれども、こちらの方、手当を保護者様にお支払いするときに、何かの手違い等でその口座に振り込みできなかった場合に、最近なんですけれども、金融機関の手数料がかかるというふうに決まりましたので、振り込みできない方の何件かと想定させていただきまして、予算を組んでおります。

以上でございます。

增田委員長 内野委員。

内野委員 振り込むときに振り込み番号が間違ってたとか、そういうふうな手違いがあったときに、 1件当たり幾ら。

增田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 1件当たり1,100円になります。想定で20件、予算を要求させていただいております。

增田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。今後ずっとこういうふうなことが発生するということで、分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 これ、2回過去やられてて、手続上は慣れたものというか、スムーズにやっていただきたいと思うんですけど、無理なお願いすると思うんですけど、前も日程のことを聞かせてもらって、子どもたちに回っていくお金やと思うんですけど、5月11日からという話なんですけど、5月5日がこどもの日なんですよね。それまでにスムーズに何とかやって、どうせやるんやったら何とか、まだ、今日20日でしょう。スムーズに何とかでできる分だけとかい

うのは、できないものなんですか。絶対無理なんですか。5月5日を目がけて僕はやってほ しかったなと思うんですけど、どうでしょうか。

增田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。

日程的には、銀行とのやり取りも、契約もしないといけませんので、いろいろやり取りはさせてもらってて、もちろん通知、この制度、また、拒否もできる制度になってますので、そういう通知を発送したり、金融機関にFDを作ってデータ処理とかさせてもらうんですけれども、なかなか最短で、できるだけ支給日に合わせるようにということで、うちの方は11日が定時払いの支給日ですので、5日というのは無理かなと。

杉本副委員長 分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も同じところでご質問いたします。子育て世帯生活支援特別給付金事業についてですけれども、1つは、ふたり親の場合の支給要件というか、対象の要件になられる世帯はお分かりなのか。それを教えていただきたいのと、それと関係あるのかどうかということなんですけれども、6ページの説明のところにある委託料ですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料ということで729万1,000円ほど計上されてるんですけれども、ひとり親の場合は児童扶養手当を受給者のところに、先ほどあった5月11日に支給するわけですから、特にシステムの改修なんかは必要ないのかなと思いますが、そのことと関係してこれだけの金額があるのか。何でシステム改修費がここへ入ってるのかということについてお伺いします。

增田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 ふたり親世帯の分なんですけれども、令和2年度非課税世帯の被扶養者2,100人のうち二十歳までの児童を抽出した結果、810人で、2020年中に生まれた子で非課税世帯の人数を仮に40人と見込んで、850人をふたり親の方は見込ませていただいております。あと、ひとり親の方は、もう国の方から人数、想定で557人で交付申請せよということで、557人組ませていただいております。

あと、システムの方なんですけれども、ひとり親の方はシステムはほぼ出来上がっておるんですけれども、ふたり親の方がまだどういう制度になるか。テレビとかで見させてもらってたら、両親がいて非課税世帯というのは、情報もらってるんですけども、それのシステム改造というのは、まだどういう改造をするかというのも分かりませんので、一応この金額を計上させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、教えてほしいんですが、5ページの財産管理2,000万円の関係ですけども、當 麻庁舎の特別委員会、いろいろと協議を願っておる。この中でたたき台、4つを協議されて るわけやけど、教えてほしいのは、ここで図書館を當麻文化会館に移転する、あるいはまた、図書館に庁舎機能を移転すると、こういう1つの計画があると。私が思うのは、図書館は何で移転せなあかんのかなと。ということは、多分これ、いつか年度は忘れましたけど、中央公民館として建てられて、図書館になってきた。今、當麻庁舎よりかは非常に新しい建物やし、本はかなり重たい。それをわざわざ向こうへ移動せんと、そのまま置いといて、ほかの文化会館で庁舎機能を移転するとか、分庁舎にするとか、そういう考え方がないのかということをお聞きしたいと思います。

それと、私も傍聴させていただきましたけど、4番の建替えについてはいろいろ議論されて、方向的には、まだするともしないともなってないわけやけども、合併のときを振り返ったら、基本的に1庁舎というのが合併の条件だったというふうに思います。ところが、どんどん合併協議が進むにつれて、一遍に1庁舎にするということになってきたら戸惑いも起きると。当分の間は2庁舎制ということになっておったというふうに思います。それで、合併のときは、10年をめどとして、施設の統廃合というようなこともなってる。ところが、今、17年目に入って、何ら、給食とかはできましたけども、クリーンセンターもできました。しかし、庁舎、あるいはまたほかの施設、なかなかできてないということですので、この際、そういうようなものも頭に入れながら検討願えるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

增田委員長 吉田庁舎機能再編推進室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。よろしくお願いいたします。ただいま の岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今回補正予算に上げました2,000万円の経緯なんですけれども、簡単に説明させていただきます。平成16年10月に合併以来、旧町の庁舎を継続使用する2庁舎制で行政運営を行ってまいりましたが、急務であります、耐震性で劣る當麻庁舎の危険性の排除と、それに伴うICTを活用した庁舎機能のあり方につきまして、慎重に調査検討する必要があることから、昨年12月に、議員の皆様に討議を重ねていただきまして、本年1月に、當麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項及び庁舎機能のあり方に関する事項を調査・審査事項として、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を設置していただきました。これに伴いまして、現在、庁舎機能再編に関して協議を進めるに従いまして、詳細な調査や専門的、客観的な見解といった、より具体的な根拠を基に比較・検討することが必要となってまいりましたので、今回、詳細調査に係る費用といたしまして、概算ではございますけれども、2,000万円を計上させていただいております。今、岡本委員のおっしゃいました内容につきましては、現在、特別委員会協議会の方でいろいろと協議をしております。それのまずは調査項目として材料をそろえるということで、今回、概算で予算計上をさせていただいたものであります。

以上でございます。

增田委員長 岡本委員。

岡本委員 特別委員会を設置したのは分かってるやん。俺、逆に言うと、本来ないのは、図書館を残

すという検討ででけへんのかと聞いてるわけや。何も今結論出せとか、どうこうないけども やな。

(発言する者あり)

岡本委員 行き過ぎか。俺、また、これ入ってないから、そういうようなことを含めてもうたらと思ったけども、越権行為になるのやったらやめておくがな。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も財産管理のところで、當麻庁舎機能再編に係る調査の費用ですけれども、2,000万円 ということですけれども、これの大体根拠というか、どういうことで2,000万円ということ になっているのかということについて伺います。

続いてですけれども、當麻庁舎を再編するときには様々な費用が今後どのように発生する というふうにお考えになってるのか。これがある程度、今回の分で終わりなのか、それとも、 今後また新たなことが発生するのか、見通しだけお聞きしたいんです。

增田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。ただいまの谷原委員の質問にお答えさせていただきます。

この委託料の詳細につきましては、まずは當麻庁舎の危険性排除に伴い、當麻庁舎周辺施設に係る長寿命化、それからバリアフリー化、それと、多機能複合化などの検討に必要な法的要件の確認、それから、概算工事費の積算などの詳細調査やリスクの分析、あと代替案の調査といったコンサルティング業務を委託する内容としております。

以上でございます。

增田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 今後の見通しでございますけれども、この経費についてはあくまでも調査費用ということですので、改修が必要でしたら、もちろん改修もかかりますし、引っ越しが必要でしたら、引っ越しもかかりますし、また今後、補正予算をお願いすることになるかと思います。 以上です。

增田委員長 谷原委員。

谷原委員 今後とも多額の費用が多分発生するかなとは思うんです。2,000万円のまず最初の調査費も、かなりの金額だと私は思うんです。これは、今後協議会等で次第にいろんな案が、これはどうかというふうなことになってくれば、できるだけ安く、絞り込んで調査していただいたら節約になるかと思いますので、これは意見として述べさせていただきます。 以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案どおり可決することに決定をいたしま した。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん方のご協力によりまして、無事、スムーズに委員会を進めることができました。ご 苦労さんでございました。ありがとうございます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時56分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 増田 順弘